

保育士養成課程等の見直しについて

～より実践力のある保育士の養成に向けて～

(検討の整理)

(案)

保育士養成課程等検討会

目 次

はじめに	P. 1
第 1. 保育士養成課程等の見直しの背景	P. 2
第 2 保育士養成課程の見直し	P. 3
1. 見直しの観点	P. 3
2. 見直しの方向性	P. 4
(1) 教科目の名称や教授内容等	P. 4
(i) 乳児（3歳未満児）の保育の充実	P. 4
(ii) 幼児教育を行う施設としての保育の実践	P. 5
ア. 保育の計画と評価に関する内容の充実	P. 5
イ. 子どもの生活と遊びの援助に関する内容の充実	P. 5
(iii) 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上	P. 6
ア. 「養護」及び「養護と教育の一体性」全般に関する内容の充実	P. 6
イ. 子どもの発達及び学習の過程や特性に係る理解の促進	P. 6
① 子ども及び子どもの家庭に関する包括的な理解の促進	
② 子どもの理解に基づく保育の実践的内容の充実	
③ 子どもの心理的側面に関する内容の充実	
④ 保育における子どもの健康及び安全の確保	
(iv) 子どもの育ちや家庭への支援の充実	P. 9
ア. 子育て家庭支援に関する基礎的な理解の促進	P. 9
イ. 子育て支援に関する具体的・実践的な内容の充実	P. 10
(v) 社会的養護や障害児保育の実践	P. 11
ア. 社会的養護に関する内容の充実	P. 11
イ. 障害児保育に関する内容の充実	P. 11
(vi) 保育者としての資質・専門性の向上	P. 12
(2) その他の関連事項	P. 13
ア. 系列	P. 13
イ. 保育実習実施基準	P. 13
① 保育実習先の拡大	
② 保育実習の計画	
③ 保育実習の実習指導者	

第3. 養成課程の見直しに伴う保育士試験等の見直し	P. 15
1. 見直しの方向性	P. 15
(1) 試験科目の名称や対応する保育士養成課程の教科目等	P. 15
ア. 試験科目『保育原理』	P. 15
イ. 試験科目『社会的養護』	P. 15
ウ. 試験科目『児童家庭福祉』	P. 16
エ. 試験科目『社会福祉』	P. 16
オ. 試験科目『保育の心理学』	P. 17
カ. 試験科目『子どもの保健』	P. 17
キ. 試験科目『保育実習理論』	P. 18
ク. 試験科目『保育実習実技』	P. 18
(2) 試験科目の出題範囲	P. 19
(3) 保育士資格取得に係る特例措置	P. 19
ア. 幼稚園教諭免許状所有者	P. 20
イ. 福祉系国家資格所有者等	P. 20
おわりに	P. 21

はじめに

本検討会は、平成 29 年 5 月から同年 12 月までの間、検討会の下に設置したワーキンググループでの議論を含め、計 7 回にわたり、保育を取り巻く情勢が変化する中において、より実践力のある保育士の養成に向けて、保育士養成課程等の見直しについて検討を行った。

検討に当たっては、関係者からの意見を幅広く聴取するため、関係団体からのヒアリングや指定保育士養成施設を対象にしたアンケート調査を実施し、それらの意見も参考にした。また、保育士養成課程の見直しに伴う保育士試験等への対応についても、併せて検討を行った。

本報告書は、これまでの本検討会（ワーキンググループを含む）における検討の整理として、保育士養成課程等に関する見直しの方向性を示したものである。

第1. 保育士養成課程等の見直しの背景

指定保育士養成施設（大学、短期大学、専門学校等）における現行の保育士養成課程については、平成23年度の施行から7年目を迎えた。

この間、平成27年4月には、「子ども・子育て支援新制度」が施行されるなど、保育をめぐる状況は大きく変化しており、保育士として活躍する者の約9割以上が勤務する保育所をはじめとする保育関係施設の利用児童数は、1・2歳児を中心に大きく増加している。

また、近年、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっており、就労の有無や状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、こうした状況の中、児童虐待の発生も後を絶たず、大きな社会的問題になっている。

- ・ 「量」と「質」の両面から、子どもの育ちと子育てを社会全体で支える「子ども・子育て支援新制度」の施行（平成27年4月）
- ・ 0～2歳児を中心とした保育所利用児童数の増加（1・2歳児保育所等利用率：31.0%（平成23年）→45.7%（平成29年））
- ・ 子育て世帯における子育ての負担や孤立感の高まり、児童虐待相談件数の増加（59,919件（平成23年）→122,575件（平成28年））

このように、保育を取り巻く社会情勢が変化する中、平成29年3月31日には、保育所保育指針が約10年ぶりに改定（厚生労働大臣告示、平成30年4月1日適用）され、年齢層ごとの保育のねらい及び内容の明確化、幼児教育の積極的な位置付け、養護に関する基本的事項の明記、職員の資質・専門性の向上等が盛り込まれた。

さらに、平成29年度からは、保育所等におけるキャリアアップの仕組みを構築し、一定の技能・経験を有する職員について相応の改善を行うことで、職場への定着等を図るため、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」が整備され、各都道府県等において保育士等を対象としたキャリアアップ研修が開始されている。

こうした状況を踏まえ、今後の保育士に必要となる専門的知識及び技術を念頭に置きつつ、保育士養成課程を構成する教科目（名称や授業形態、単位数に加え、目標や教授内容を含む）の見直しに向けた検討を行うとともに、当該見直しに伴う保育士試験に係る試験科目（出題範囲を含む）等の見直しについても、併せて検討を行った。

第2. 保育士養成課程の見直し

1. 見直しの観点

今回の保育士養成課程の見直しに当たっては、保育を取り巻く情勢変化を踏まえた、より実践力のある保育士の養成に向けて、以下の6つの観点から、関連する教科目の名称や教授内容等について検討を行い、具体的な見直しの方向性を示した。

- (i) 乳児（3歳未満児）の保育の充実
- (ii) 幼児教育を行う施設としての保育の実践
- (iii) 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上
- (iv) 子どもの育ちや家庭への支援の充実
- (v) 社会的養護や障害児保育の実践
- (vi) 保育者としての資質・専門性の向上

また、各教科目の目標及び教授内容については、上記の各観点到に係る具体的な見直しの方向性を踏まえつつ、表記・表現の適正化等に留意し、内容を見直すことが適当であり、見直し後の内容は、別添1のとおりとすることが考えられる。

なお、各指定保育士養成施設の創意工夫により、質の高い養成課程を編成し、効果的・効率的な教育が実施できるよう、検討に当たっては、以下の観点到に留意した。

- ・ 保育士養成課程を構成する教科目全体の体系化・構造化、それによる各教科目の位置付けや教科目間の関連性の明確化（特に基礎的事項の理解と、それを踏まえた実践力の習得）
- ・ 保育所等の保育関係施設のみならず、児童養護施設や障害児支援関係施設といった保育士が勤務する多様な施設を念頭に置いた、子ども（18歳未満）及び家庭（保護者等）への支援の実践
- ・ 子どもや家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化する中において、保育の専門職としての継続的なキャリアアップや、他の専門職（医師、看護師、栄養士等）等との連携・協働の必要性を踏まえ、現行の履修総単位数（68単位）を維持しつつ、養成施設卒業時（資格取得時）に習得すべき内容が過度にならないような配慮

2. 見直しの方向性

(1) 教科目の名称や教授内容等

(i) 乳児（3歳未満児）の保育の充実

乳児（3歳未満児）の保育に関する内容を充実し、教育効果を高めるためには、講義科目を新設し、当該保育に関する理念や現状、体制など、必要となる基礎的事項について理解を深めた上で、具体的な保育の方法や環境構成等を学び、より円滑に保育の実践力の習得につなげていくことが必要である。

併せて、複数の教科目に含まれる関連する教授内容等を体系的に整理し、関連性を明確にすることが必要である。

《教科目の新設等》

- ・「乳児保育Ⅰ（講義2単位）」（新設）
- ・「乳児保育（演習2単位）」→「乳児保育Ⅱ（演習1単位）」

《教授内容等の充実》

- ・現行の教科目「乳児保育」（演習科目）の目標及び教授内容について、「乳児保育Ⅰ」（講義科目）と「乳児保育Ⅱ」（演習科目）に再編し、内容を充実する。
- ・併せて、現行の他の複数の教科目（※）に含まれる低年齢児（3歳未満児）の保育内容に関する教授内容等について、相互の関連性を体系的に整理した上で、内容を整理充実する。

（※）「保育の心理学Ⅰ（講義2単位）」、「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」、「保育内容総論（演習1単位）」等

(ii) 幼児教育を行う施設としての保育の実践

ア. 保育の計画と評価に関する内容の充実

保育の質向上の観点から、保育に係る計画から評価・改善に至る過程を効果的に習得できるよう、関連する教科目の教授内容等を充実することが必要である。また、新たな教授内容等に即して、教科目名を変更することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・ 現行の教科目「保育課程論（講義 2 単位）」の目標及び教授内容について、保育の質向上の視点、保育に係る計画から評価・改善に至る過程の効果的な習得に資するよう、内容を整理充実する。

《教科目名の変更》

- ・ 「保育課程論（講義 2 単位）」 → 「保育の計画と評価（講義 2 単位）」

イ. 子どもの生活と遊びの援助に関する内容の充実

子どもの生活や遊びを充実するための援助について、改定後の保育所保育指針に示された「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きつつ、より実践的な力を身につけることができるよう、関連する教科目の教授内容等を充実することが必要である。また、新たな教授内容等に即して、教科目名を変更することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・ 現行の関連する教科目（※）の目標や教授内容について、「保育の目標」や「保育内容」など、保育所保育指針に基づく保育の全体構造を理解した上で、子どもの発達過程を見通した保育内容を計画し、実態に即して展開する保育の実践力を強化することを念頭に置き、内容を整理充実する。

（※）「保育内容総論（演習 1 単位）」、「保育内容演習（演習 5 単位）」

- ・ 現行の教科目「保育の表現技術（演習 4 単位）」の目標及び教授内容について、子どもの発達過程や実態に即した生活と遊びに関する援助に必要な具体的な方法や技術を習得させるため、内容を整理充実する。

《教科目名の変更》

- ・ 「保育の表現技術（演習 4 単位）」 → 「保育内容の理解と方法（演習 4 単位）」

(iii) 「養護」の視点を踏まえた実践力の向上

ア. 「養護」及び「養護と教育の一体性」全般に関する内容の充実

複数の教科目に含まれている、保育の活動全般に必要な「養護」及び「養護と教育の一体性」に関する内容を構造的に捉え、各教科目の関連付けを明確化した上で、個々の教科目の特性を踏まえた教授内容等に整理充実することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・ 保育の活動全般に必要な「養護」及び「養護と教育の一体性」に関連する現行の複数の教科目（※）の目標や教授内容について、各教科目の関連性を体系的に整理した上で、各教科目の特性を踏まえて整理充実する。

（※）教授内容に「養護」「養護と教育の一体性」を明示している現行の教科目

「保育原理（講義 2 単位）」、「保育者論（講義 2 単位）」、

「子どもの保健Ⅱ（演習 1 単位）」、「子どもの食と栄養（演習 2 単位）」、

「保育内容総論（演習 1 単位）」、「保育内容演習（演習 5 単位）」

（※）教授内容が「養護」「養護と教育の一体性」と特に関連の深い現行の教科目

「保育の心理学Ⅰ（講義 2 単位）」、「保育の心理学Ⅱ（演習 1 単位）」、

「子どもの保健Ⅰ（講義 4 単位）」、「保育課程論（講義 2 単位）」

イ. 子どもの発達及び学習の過程や特性に係る理解の促進

「養護と教育の一体性」が保育所保育の特性であること、保育所保育が幼児教育の一翼を担っていることの前提として、子どもの発達及び学習の過程や特性を十分に理解させることが必要である。

① 子ども及び子どもの家庭に関する包括的な理解の促進

保育士には、より具体的な実践力の習得が求められ、前提として、子どもの発達過程や家庭など、保育や子育て支援の基本となる対象の理解が不可欠である。

このため、複数の教科目に含まれる、子どもの発達や学習の過程、生涯発達、多様な育ちなど、保育や子育て支援に関する内容を包括的に習得できるよう、新たな教科目を設置し、各教科目の教授内容を再編整理し、内容の充実を図ることが必要である。

《教科目の新設》

- ・「子ども家庭支援の心理学（講義 2 単位）」（新設）

《教授内容等の再編整理》

- ・現行の教科目「保育の心理学 I（講義 2 単位）」の目標及び教授内容について、現行の教科目「子どもの保健 I（講義 4 単位）」から関連する教授内容を移行しつつ、保育実践や子どもの理解に必要となる子どもの発達及び学習の過程や特性に関する内容を中心に整理充実する。（関連：2（1）(iii)イ③）
- ・現行の教科目「保育の心理学 I（講義 2 単位）」の目標及び教授内容のうち、18歳未満の児童の援助や子育て支援に必要となる生涯発達と初期経験の重要性に関する内容について、新たな教科目「子ども家庭支援の心理学（講義 2 単位）」に移行する。
- ・関連する教科目に含まれる以下の教授内容について、新たな教科目「子ども家庭支援の心理学（講義 2 単位）」に移行する。
 - (a) 現行の教科目「保育の心理学 I（講義 2 単位）」に含まれる教授内容のうち、保育実践に関わる心理学の知識や生涯発達に関する内容
 - (b) 現行の教科目「家庭支援論（講義 2 単位）」に含まれる教授内容のうち、家庭や家族の理解（家庭の意義や役割、家族関係など）に関する内容
 - (c) 現行の教科目「子どもの保健 I（講義 4 単位）」に含まれる教授内容のうち、心理的側面の理解に関する内容（関連：2（1）(iii)イ③）

② **子どもの理解に基づく保育の実践的内容の充実**

保育を行うに際しては、環境を通じた保育の観点から、子どもの理解と、それに基づく保育の実践力を身につけることが重要である。このため、保育の実践力を身につけるための教科目について、子どもの理解に関する教科目と関連付けた上で、教授内容を整理充実することが必要である。また、新たな教授内容等に即して、教科目名を変更することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・現行の教科目「保育の心理学 II（演習 1 単位）」の目標及び教授内容について、子どもの理解（観察、記録、省察、評価等を通じた子どもの発達や内面などに関する実態把握）とそれに基づく援助について、より実践的な力が身に付けられるよう、新たな教科目「子どもの理解と援助（演習 1 単位）」において、内容を整理充実する。

《教科目名の変更》

- ・「保育の心理学 II（演習 1 単位）」 → 「子どもの理解と援助（演習 1 単位）」
（「保育の心理学 I（講義 2 単位）」 → 「保育の心理学（講義 2 単位）」）

③ 子どもの心理的側面に関する内容の充実

子どもの発達過程や精神保健など、保育の対象理解における子どもの心理的な側面の重要性に鑑み、複数の教科目に含まれる当該内容を再編整理することが必要である。

《教授内容の再編》

- ・ 現行の教科目「子どもの保健Ⅰ（講義４単位）」に含まれる教授内容について、
 - (a) 子どもの心理的な発達や学びの過程など、子どもの心理的側面の理解に関する教授内容を新たな教科目「保育の心理学（講義２単位）」へ移行し、
(関連：２（１）(iii)イ①)
 - (b) 子どもの精神保健に関する教授内容を新たな教科目「子ども家庭支援の心理学（講義２単位）」へ移行し（関連：２（１）(iii)イ①)
 - (c) 保育における衛生管理や安全管理に関する教授内容を「子どもの保健Ⅱ（演習１単位）」へ移行する。（関連：２（１）(iii)イ④）
- ・ これに伴い、「子どもの保健Ⅰ（講義４単位）」は、子どもの身体発育や生理機能の特性・発達、子どもの健康状態とその把握、疾病とその予防・対応など、保育における保健的対応に必要な基礎的事項を学ぶ教科目として再編する。
- ・ なお、低年齢児（乳児・３歳未満児）の保健的対応に関する内容については、新たな教科目「乳児保育Ⅰ（講義２単位）」「乳児保育Ⅱ（演習１単位）」においても教授内容を充実・体系化する。

《単位数の変更》

- ・ 「子どもの保健Ⅰ（講義４単位）」→「子どもの保健Ⅰ（講義２単位）」
（「子ども家庭支援の心理学（講義２単位）」（新設）（関連：２（１）(iii)イ①）

④ 保育における子どもの健康及び安全の確保

子どもの健康及び安全について、改定後の保育所保育指針や各種ガイドライン（※）等を踏まえ、より実践的な力が身に付けられるよう、関連する教科目の目標や教授内容を整理充実することが必要である。また、こうした趣旨をより明確にするため、関連する教科目の名称を変更することが必要である。

※・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成23年3月、厚生労働省）

- ・ 保育所における感染症対策ガイドライン（2012年改定版）（平成24年11月、厚生労働省）
- ・ 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月、内閣府・文部科学省・厚生労働省）

《教授内容の充実》

- ・ 現行の教科目「子どもの保健Ⅱ（演習1単位）」の教授内容について、現行の教科目「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」から保育における衛生管理や安全管理に関する教授内容を移行しつつ、保健的観点に基づく保育の環境整備や健康・安全管理の実施体制など、より実践的な力が身に付けられるよう、新たな教科目「子どもの健康と安全（演習1単位）」において、内容を整理充実する。

《教科目名の変更》

- ・ 「子どもの保健Ⅱ（演習1単位）」 → 「子どもの健康と安全（演習1単位）」
（「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」 → 「子どもの保健（講義2単位）」）
（「子ども家庭支援の心理学（講義2単位）」（新設）（関連：2（1）（iii）イ①））

《留意すべき事項》

- ・ 各指定保育士養成施設においては、上記見直しに関連して、以下の取組みを進めることが必要である。
 - (a) 保育の活動全体を通じた「養護」の視点、「養護と教育」の一体的展開の重要性は、関連する個々の教科目のみならず、養成課程を構成する教科目全体を通じて教授すべきことについて、各教員の理解を促進すること
 - (b) 新たな教科目「子どもの健康と安全（演習1単位）」については、教授内容の幅が広がることを踏まえた上で、当該教科目を担当する教員を適切に確保すること

（iv）子どもの育ちや家庭への支援の充実

「子どもの育ちの支援」の内容を充実させる観点から、子どもとその家庭の理解、子育て家庭への支援に関する保育士としての基本姿勢や支援の内容、対人援助の技術等について、関連する教科目の教授内容を体系的に整理した上で、子育て家庭への支援に関する中心的な科目を新設することが必要である。

また、子育て家庭への支援については、社会的養護における家庭や保護者の支援に関わる状況（※）を関連する教科目の教授内容に盛り込むなど、現代的な課題を丁寧教授できるよう、内容を充実することが必要である。

（※）児童虐待の現状やその背景、平成28年児童福祉法改正を踏まえた親子の再統合の支援等

ア．子育て家庭支援に関する基礎的な理解の促進

保護者と連携した「子どもの育ちの支援」に当たっては、より深く対象を理解した上で、支援の充実を図ることが重要であるため、関連する教科目の教授内容を再編整理し、内容の充実を図ることが必要である。また、新たな教授内容等に即して、教科目名を変更することが必要である。

《教授内容の集約整理》

- ・保育士による子育て家庭の支援に必要となる知識の基礎的理解を促進するため、現行の教科目「相談援助（演習1単位）」及び「保育相談支援（演習1単位）」の教授内容のうち、子育て家庭支援の基本となる事項（意義や役割、保育士としての基本姿勢、支援の体制や内容など）について、現行の教科目「家庭支援論（講義2単位）」の教授内容と統合し、新たな教科目「子ども家庭支援論（講義2単位）」の教授内容として集約整理する。
- ・なお、現行の教科目「家庭支援論（講義2単位）」の教授内容のうち、家庭の意義や機能等については、新たな教科目「子ども家庭支援の心理学（講義2単位）」へ移行することにより、子ども及び保護者・家族・家庭の理解について、一体的に習得させる。

《教科目名の変更》

- ・「家庭支援論（講義2単位）」→「子ども家庭支援論（講義2単位）」
- ・「児童家庭福祉（講義2単位）」→「子ども家庭福祉（講義2単位）」

イ. 子育て支援に関する具体的・実践的な内容の充実

子育て支援に関する実践力を重視する観点から、保育士による具体的な支援に係る関連する教科目の目標や教授内容について、再編し整理することが必要である。また、当該再編に伴い、「子育て支援」に係る教科目を新設することが必要である。

《教授内容の再編整理》

- ・現行の教科目「相談援助（演習1単位）」及び「保育相談支援（演習1単位）」の教授内容のうち、子育て家庭支援の基本的な事項については、新たな教科目「子ども家庭支援論（講義2単位）」に移行した上で、保育士による子育て支援の実践的な事項（相談援助における基本姿勢や方法論、援助の過程、事例検討など）については、新たな教科目「子育て支援（演習1単位）」の教授内容として、再編整理する。

《教科目の再編》

- ・「相談援助（演習1単位）」、「保育相談支援（演習1単位）」
→「子育て支援（演習1単位）」、「子ども家庭支援論（講義2単位）」

(v) 社会的養護や障害児保育の実践

ア. 社会的養護に関する内容の充実

社会的養護に関して、対象となる子どもとその家庭の理解を踏まえ、理念や制度等の基礎的事項、援助に当たり必要となる実践力を効果的に習得できるよう、関連する教科目の教授内容等の整理充実が必要である。また、関連する教科目の関連性を明確にするため、教科目の名称を変更することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・関連する教科目に含まれる以下の教授内容について、新たな教科目「子ども家庭支援の心理学（講義2単位）」に移行する。
 - (a) 現行の教科目「家庭支援論（講義2単位）」に含まれる教授内容のうち、多様な家庭背景等を有する子どもとその家族・家庭の理解に関する内容
 - (b) 現行の教科目「子どもの保健Ⅰ（講義4単位）」に含まれる教授内容のうち、養育環境とその精神的・発達の影響などに関する内容
- ・現行の教科目「社会的養護（講義2単位）」の目標及び教授内容を整理し、理念や歴史的変遷、制度に加え、社会的養護において保育士に求められる倫理や基本姿勢、社会的養護の対象や形態等に関する内容が含まれることを明確化する。
- ・現行の教科目「社会的養護内容（演習1単位）」の目標及び教授内容を整理し、上記整理後の教科目「社会的養護（講義2単位）」の内容を踏まえ、社会的養護における家庭支援などの現代的な課題を含め、教授内容の充実を図る。併せて、子どもと家庭を包括的に理解し、支援していく視点についても明示する。

《教科目の名称変更》

- ・「社会的養護（講義2単位）」→「社会的養護Ⅰ（講義2単位）」
- ・「社会的養護内容（演習1単位）」→「社会的養護Ⅱ（演習1単位）」

イ. 障害児保育に関する内容の充実

障害児の保育に関して、対象となる子どもの理解を踏まえ、家庭と連携した援助の内容について、より具体的に理解できるよう、関連する教科目の教授内容等を整理充実することが必要である。

《教授内容等の充実》

- ・ 現行の教科目「障害児保育（演習 2 単位）」の目標及び教授内容について、ソーシャル・インクルージョンや合理的配慮に関する理解、保育所と児童発達支援センター等との連携の必要性などを踏まえ、内容を整理充実する。その際、障害の診断や認定の有無に関わらず、特別な配慮を要する子どもの理解とその保育に関する内容を盛り込む。
- ・ 現行の教科目「社会福祉（講義 2 単位）」の教授内容について、就学前の障害児及び学童期以降の障害児への支援について、共生社会の考え方を踏まえた障害者基本法等に関する内容を明示する。

(vi) 保育者としての資質・専門性の向上

保育や職員の質の向上について、より組織的な運営の下で継続して自己研鑽を図ること等の重要性に鑑み、関連する教科目の教授内容を充実することが必要である。

《教授内容の充実》

- ・ 現行の教科目「保育者論（講義 2 単位）」の教授内容について、以下の内容を含め、充実することが必要である。
 - (a) 組織的な施設運営の下でキャリアアップの重要性や他の保育士等との協働や組織的な保育力の向上に求められるリーダーシップなどに関して理解を深めることができるよう、保育の質の向上に向けた組織的な体制や取組に関する内容
 - (b) 保育の専門職として実践を振り返ること、学び続けること、子どもの内面的な学びの力を読み取ること等の重要性

《留意すべき事項》

- ・ 教科目「保育者論（講義 2 単位）」について、上記の教授内容の充実を各指定保育士養成施設のカリキュラムに適切に反映させ、実効性をもって教育が展開されるような工夫が必要である。

(2) その他の関連事項

ア. 系列

上記(1)の保育士養成課程を構成する教科目の見直しに伴い、教科目間の関連性を一層明確化する観点から、系列の内容を一部変更することが必要である。

《系列の統合》

- ・ 現行の系列「保育の表現技術」(対象教科目「保育の表現技術」)を系列「保育の内容・方法に関する科目」に統合させ、教科目「保育の表現技術」の見直し(名称変更)後の教科目「保育内容の理解と方法」は、新たな系列「保育の内容・方法に関する科目」に位置付け、系列「保育の表現技術」は削除する。

イ. 保育実習実施基準

① 保育実習先の拡大

保育実習について、「子ども・子育て支援新制度」が施行される中、保育士の活躍する場が多様化している現状を踏まえ、より多くの実習先を確保する観点から、対象施設を拡大することが必要である。

《対象施設の拡大》

- ・ 現行の教科目「保育実習Ⅰ」に係る実習の対象施設について、「企業主導型保育事業、児童発達支援事業に係る施設」を追加し、保育実習実施基準に明記する。

② 保育実習の計画

保育実習の計画について、より効果的な保育実習の実施に資するよう、保育実習に関する計画を指定保育士養成施設と実習施設との間で共有することが必要である。

《保育実習の計画に関する情報共有》

- ・ 指定保育士養成施設の所長が、毎学年度の始めに実習施設等と協議を行った上で策定する、その学年度の保育実習の計画に関する情報(全体の方針、実習の段階、内容、施設別の期間等)について、養成施設と実習施設との間で共有することを保育実習実施基準に明記する。

③ 保育実習の実習指導者

保育実習の実習指導者について、より効果的な保育実習を実施する観点から、学生が保育についての指導能力がある者から効果的な指導を受けられるよう、養成施設並びに実習施設の実習指導者に関する具体的な要件を明示することが必要である。

《実習指導者に関する要件の明確化》

- ・保育実習の実習指導者について、「保育実習の効果的な実施方法に関する調査研究」（平成 29 年度に一般社団法人全国保育士養成協議会が実施中）の成果等を踏まえ、実習指導者の具体的な要件を保育実習実施基準に明記する。
- ・併せて、保育実習の実施に当たっては、特定の実習指導者のみに対応を委ねることのないよう、指定保育士養成施設の実習指導者と他の教員、養成施設の実習指導者と実習施設の実習指導者等が、それぞれ緊密に連携して実施すべきことについても、保育実習実施基準に明記する。

第3. 養成課程の見直しに伴う保育士試験等の見直し

1. 見直しの方向性

上記「第2. 保育士養成課程の見直し」の内容を踏まえ、保育士試験に係る試験科目の「名称」、「対応する養成課程の教科目」及び「出題範囲」を見直す。

(1) 試験科目の名称や対応する保育士養成課程の教科目等

ア. 試験科目『保育原理』

見直し後の保育士養成課程において、

- ・ 新たな教科目「乳児保育Ⅰ」及び「乳児保育Ⅱ」については、保育の基本となる内容や方法についての理解を問う内容
- ・ 新たな教科目「子育て支援」については、保育の基本となる保護者支援を担う保育士の役割と責務に関する理解を問う内容

であるため、当該教科目は試験科目『保育原理』に位置付けることが適当である。

《試験科目『保育原理』に対応する教科目》

(現 行)	(見直し後)
・ 保育原理 (講義2)	・ 保育原理 (講義2)
・ <u>乳児保育 (演習2)</u>	・ <u>乳児保育Ⅰ (講義2)</u>
	・ <u>乳児保育Ⅱ (演習1)</u>
・ 障害児保育 (演習2)	・ 障害児保育 (演習2)
・ <u>保育相談支援 (演習1)</u>	・ <u>子育て支援 (演習1)</u>

なお、現行の保育士養成課程における教科目「保育相談支援」の内容の一部は、見直しに伴い「子ども家庭支援論」(試験科目『児童家庭福祉』(見直し後は『子ども家庭福祉』))に対応)に移行するため、当該内容について、既に試験科目『児童家庭福祉』に科目合格している者へのフォローが必要である。

このため、試験科目『保育原理』における出題(特に教科目「子育て支援」に係る内容)は、当分の間、現行の教科目「保育相談支援」の内容全般を踏まえたものとするが適当である。

イ. 試験科目『社会的養護』

見直し後の保育士養成課程において、新たな教科目「社会的養護Ⅰ」「社会的養護Ⅱ」については、それぞれ現行の教科目「社会的養護」「社会的養護内容」を名称変更したものであるため、当該教科目は試験科目『社会的養護』に位置付けることが適当である。

《試験科目『社会的養護』に対応する教科目》

(現 行)

(見直し後)

- | | |
|---------------|--------------|
| ・社会的養護（講義2） | ・社会的養護Ⅰ（講義2） |
| ・社会的養護内容（演習1） | ・社会的養護Ⅱ（演習1） |

ウ. 試験科目『児童家庭福祉』

見直し後の保育士養成課程において、

- ・ 新たな教科目「子ども家庭福祉」については、現行の教科目「児童家庭福祉」を名称変更したもの
- ・ 新たな教科目「子ども家庭支援論」については、現代社会における児童家庭福祉の意義や役割などの理解を問う内容

であるため、当該教科目は試験科目『児童家庭福祉』に位置付けることが適当である。

また、対応する教科目の名称変更に合わせて、試験科目『児童家庭福祉』の名称を『子ども家庭福祉』に変更することが適当である。

《試験科目『子ども家庭福祉（児童家庭福祉）』に対応する教科目》

(現 行)

(見直し後)

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・ <u>児童家庭福祉</u> （講義2） | ・ <u>子ども家庭福祉</u> （講義2） |
| ・家庭支援論（講義2） | ・子ども家庭支援論（講義2） |

なお、現行の教科目「家庭支援論」の内容の一部は、「子ども家庭支援の心理学」（試験科目『保育の心理学』に対応）に移行するため、当該内容について、既に試験科目『保育の心理学』に科目合格している者へのフォローが必要である。

このため、試験科目『子ども家庭福祉』における出題（特に教科目「子ども家庭支援論」に係る内容）は、当分の間、現行の教科目「家庭支援論」の内容全般を踏まえたものとするのが適当である。

エ. 試験科目『社会福祉』

保育士養成課程の見直しに伴い、現行の教科目「相談援助」については、

- ・ 子育て支援の実践的事項は「保育相談支援」と再編し「子育て支援」に
- ・ 保護者支援の基本的な事項は「子ども家庭支援論」に

移行するため、それぞれの内容は移管された教科目に対応する試験科目（『保育原理』、『子ども家庭福祉』）において出題することが適当である。

《試験科目『社会福祉』に対応する教科目》

(現 行)

- ・社会福祉（講義2）
- ・相談援助（演習1）

(見直し後)

- ・社会福祉（講義2）

なお、現行の教科目「相談援助」の内容は、「子育て支援」（試験科目『保育原理』に対応）と「子ども家庭支援論」（試験科目『児童家庭福祉』（見直し後は『子ども家庭福祉』）に対応）に移行するため、当該内容について、既に試験科目『保育原理』や『児童家庭福祉』に科目合格している者へのフォローが必要である。

このため、試験科目『社会福祉』における出題は、当分の間、現行の教科目「相談援助」の内容全般を踏まえたものとするのが適当である。

オ. 試験科目『保育の心理学』

見直し後の保育士養成課程において、

- ・ 新たな教科目「子ども家庭支援の心理学」については、子どもの発達援助や子どもの発達を巡る課題の理解など、子どもの心理的側面に関する内容
- ・ 新たな教科目「子どもの理解と援助」については、子育て家庭の理解や子どもの心理的側面の理解に関する内容

であるため、当該教科目は試験科目『保育の心理学』に位置付けることが適当である。

《試験科目『保育の心理学』に対応する教科目》

(現 行)

- ・保育の心理学Ⅰ（講義2）
- ・保育の心理学Ⅱ（演習1）

(見直し後)

- ・保育の心理学（講義2）
- ・子ども家庭支援の心理学（講義2）
- ・子どもの理解と援助（演習1）

カ. 試験科目『子どもの保健』

見直し後の保育士養成課程において、

- ・ 新たな教科目「子どもの保健」については、現行の教科目「子どもの保健Ⅰ」のうち、保育における保健的対応に必要な基礎的事項に関する内容
 - ・ 新たな教科目「子どもの健康と安全」については、現行の教科目「子どもの保健Ⅱ」のうち、保育における子どもの健康及び安全の確保に関する内容
- であるため、当該教科目は試験科目『子どもの保健』に位置付けることが適当である。

《試験科目『子どもの保健』に対応する教科目》

(現 行)

(見直し後)

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| ・ <u>子どもの保健Ⅰ</u> (講義4) | ・ <u>子どもの保健</u> (講義2) |
| ・ <u>子どもの保健Ⅱ</u> (演習1) | ・ <u>子どもの健康と安全</u> (演習1) |

なお、現行の教科目「子どもの保健Ⅰ」の内容の一部は、「保育の心理学」と「子ども家庭支援の心理学」(いずれも試験科目『保育の心理学』に対応)に移行するため、当該内容について、既に試験科目『保育の心理学』に科目合格している者へのフォローが必要である。

このため、試験科目『子どもの保健』における出題(特に教科目「子どもの保健」に係る内容)は、当分の間、現行の教科目「子どもの保健Ⅰ」の内容全般を踏まえたものとするのが適当である。

キ. 試験科目『保育実習理論』

見直し後の保育士養成課程における新たな教科目「保育内容の理解と方法」については、保育実践(保育内容)の理解を問う内容であり、『保育実習理論』(筆記試験)に位置付けることが適当である。

また、現行の教科目「保育者論」及び「保育課程論」(見直し後は「保育の計画と評価」)については、現在、対応する試験科目の位置付けが明確となっていないが、保育士の職業倫理や保育実践に係る計画等の理解を問う内容であり、『保育実習理論』に位置付けることが適当である。

《試験科目『保育実習理論』に対応する教科目》

(現 行)

(見直し後)

- | | |
|------------------------|---------------------------|
| ・ <u>保育の表現技術</u> (演習4) | ・ <u>保育内容の理解と方法</u> (演習4) |
| ・ <u>保育内容総論</u> (演習1) | ・ <u>保育内容総論</u> (演習1) |
| ・ <u>保育内容演習</u> (演習5) | ・ <u>保育内容演習</u> (演習5) |
| ・ <u>保育実習Ⅰ</u> (実習4) | ・ <u>保育実習Ⅰ</u> (実習4) |
| ・ <u>保育実習指導Ⅰ</u> (演習2) | ・ <u>保育実習指導Ⅰ</u> (演習2) |
| ・ <u>保育実践演習</u> (演習2) | ・ <u>保育実践演習</u> (演習2) |
| | ・ <u>保育者論</u> (講義2) |
| | ・ <u>保育の計画と評価</u> (講義2) |

ク. 試験科目『保育実習実技』

見直し後の保育士養成課程において、新たな教科目「保育内容の理解と方法」については、保育実践(保育内容)の実践的実技を問う内容であり、『保育実習実技』(実技試験)に位置付けることが適当である。

≪試験科目『保育実習実技』に対応する教科目≫ (現 行) (見直し後) ・ <u>保育の表現技術</u> (演習4) ・ <u>保育内容の理解と方法</u> (演習4)	
--	--

なお、実技試験の内容（音楽・造形・言語に関する技術）については、現行の内容を維持することが適当である。

(2) 試験科目の出題範囲

保育士試験の各試験科目に係る出題範囲については、各試験科目に対応する保育士養成課程の各教科目に係る教授内容等の見直し内容を踏まえ、内容を見直すことが適当であり、見直し後の内容は、別添2のとおりとすることが考えられる。

(3) 保育士資格取得に係る特例措置

現在、保育士資格の取得促進等の観点から、「幼稚園教諭免許状所有者」及び「福祉系国家資格（介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士）所有者」については、保育士試験に係る特定の試験科目の受験を免除する措置等が講じられている（予定を含む）。

具体的には、「幼稚園教諭免許状所有者」には、試験科目『保育実習実技』（実技試験）を免除するとともに、

- ・筆記試験2科目（『教育原理』及び『保育の心理学』）の免除（i）
- ・所定科目の34単位の履修による筆記試験の全科目免除（ii）

とするほか、平成27年度から5年間の特例措置として、3年かつ4,320時間の勤務経験がある者には、

- ・筆記試験3科目（『教育原理』『保育の心理学』及び『保育実習理論』）の免除（iii）
- ・所定科目（特例教科目）の8単位履修による筆記試験の全科目免除（iv）

とする措置を講じている。

また、「福祉系国家資格所有者」には、

- ・筆記試験の3科目（『社会的養護』『児童家庭福祉』及び『社会福祉』）の免除
- ・所定科目の33単位の履修による筆記試験の全科目及び実技試験の免除

とする措置を講じる予定（平成30年度より）である。

さらに、介護福祉士養成施設を卒業した者が、指定保育士養成施設で学ぶ場合、特定の教科目の履修を免除する措置を講じる予定（平成30年度より）である。

こうした中、今回の保育士養成課程の見直しに伴い、保育士試験の試験科目のうち、『保育原理』、『児童家庭福祉』（見直し後は『子ども家庭福祉』）、『社会福祉』、『保育の心理学』、『子どもの保健』、『保育実習理論』及び『保育実習実技』については、対応する養成課程の教科目の変更等とともに、出題範囲を見直すこととなる。

ア. 幼稚園教諭免許状所有者

今回の保育士養成課程の見直し（それに伴う保育士試験の見直しを含む）により、現行の「幼稚園教諭免許状所有者」に対する特例措置に関連しては、

① 保育士試験の免除科目（上記（i）（iii）関係）では、現行の養成課程における以下の教科目の教授内容が含まれることとなり、

- ・「家庭支援論」及び「子どもの保健Ⅰ」の内容の一部（試験科目『保育の心理学』関係）

- ・「保育者論」及び「保育課程論」（試験科目『保育実習理論』関係）

② 履修が必要な特例教科目（8単位）（上記（iv）関係）では、現行の養成課程における教科目「家庭支援論」及び「子どもの保健Ⅰ」の内容の一部が除外されることとなる。

しかしながら、上記①②のいずれの内容も、幼稚園教職課程で履修する内容と考えられ、また、履修が必要な所定科目（34単位）（上記（ii）関係）については、当該所定科目内における教授内容等の再編となるため、「幼稚園教諭免許状所有者」に対する現行の特例措置は、これまでの取扱いを変更する必要はないものと考えられる。

イ. 福祉系国家資格所有者等

今回の保育士養成課程の見直し（それに伴う保育士試験の見直しを含む）により、「福祉系国家資格所有者」への特例措置に関しては、保育士試験の免除科目では、現行の養成課程における教科目「保育相談支援」の内容の一部（試験科目『児童家庭福祉』（見直し後は『子ども家庭福祉』）関係）が含まれることとなる。

しかしながら、当該内容は、福祉系国家資格取得の際に履修する内容と考えられるため、所定科目の履修による試験科目の免除を含め、「福祉系国家資格所有者」に対する特例措置は、その取扱いを変更する必要はないものと考えられる。

一方、「介護福祉士養成施設卒業者」に対する特例措置に関しては、今回の保育士養成課程の見直しに伴い、免除教科目のうち「家庭支援論」及び「相談援助」については、履修すべき教科目「保育相談支援」と合わせて、「子ども家庭支援論」及び「子育て支援」に再編（「家庭支援論」の一部は「子ども家庭支援の心理学」に移行）される。このため、移行される教授内容等に鑑み、見直し後の養成課程においては、「子ども家庭支援論」のみを履修免除とすることが適当と考えられる。

※ 上記ア及びイの特例措置の取扱いに関連して、今回の保育士養成課程の見直しに伴い、各試験科目の出題範囲を見直す一方、当分の間、従来の出題範囲を踏まえた出題を行うことが適当とされている。このため、既に特定の試験科目に合格している者が見直し後の保育士試験を受験する場合においても、保育士試験全体としては、習得すべき専門的知識及び技術の範囲に変更はないものと整理される。

おわりに

本報告書においては、平成30年4月から適用される改定保育所保育指針等、保育を取り巻く情勢が変化する中において、より実践力のある保育士の養成に向けて、現時点で対応すべき保育士養成課程等に関する見直しの方向性を示した。

一方、保育を取り巻く状況は絶えず変化しており、その状況は多様化・複雑化している。本検討会における検討の過程においても、将来的な課題として、より高度な専門性を発揮できる保育士養成の仕組みに関する検討の必要性などの意見も出されたところであり、保育士の専門性や質の更なる向上の観点から、今後とも、保育を取り巻く情勢変化や諸制度の状況等を踏まえつつ、必要に応じて、保育士養成や保育士試験の在り方などについて、引き続き検討することが求められる。

今回示した見直しの方向性を踏まえた保育士養成課程については、準備や周知に要する一定の期間を経た上で実施されるべきであり、具体的には、新たな幼稚園教職課程の適用時期を考慮し、平成31年度からとされることが望ましい。一方、養成課程の見直しに伴う保育士試験については、準備や周知に加え、受験者への配慮等を踏まえた時期として、平成32年度からとすることが適当と考えられる。

厚生労働省においては、本報告書に示した見直しの方向性を踏まえた具体的な対応が着実かつ効果的に実施されるよう、必要な省令改正等の手続きを行うとともに、見直しの趣旨や内容が関係者に十分理解され、適切に対応されるよう、関係省庁や自治体とも連携し、養成施設の教職員や自治体の担当者等を対象にした研修など、様々な機会を通じた周知や対応のフォローを行うことが必要である。

また、各指定保育士養成施設においては、各養成施設や地域等の実情を踏まえつつ、本報告書に示した保育士養成課程に係る見直しの観点（下記参照）に十分留意し、より実践力のある保育士の養成に向けて、関係教職員が一丸となって取り組むことを期待したい。

- ・ 保育士養成課程を構成する教科目全体の体系化・構造化、それによる各教科目の位置付けや教科目間の関連性の明確化（特に基礎的事項の理解と、それを踏まえた実践力の習得）
- ・ 保育所等の保育関係施設のみならず、児童養護施設や障害児支援関係施設といった保育士が勤務する多様な施設を念頭に置いた、子ども（18歳未満）及び家庭（保護者等）への支援の実践
- ・ 子どもや家庭を取り巻く状況が多様化・複雑化する中において、保育の専門職としての継続的なキャリアアップや、他の専門職（医師、看護師、栄養士等）等との連携・協働の必要性を踏まえ、現行の履修総単位数（68単位）を維持しつつ、養成施設卒業時（資格取得時）に習得すべき内容が過度にならないような配慮